

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年4月 16 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2401196号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500002号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社(平成20年4月10日付けでB社に名称変更)における平成19年7月2日の標準賞与額を23万8,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月2日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月2日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者のB社における平成21年7月31日の標準賞与額を17万9,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年7月

② 平成21年7月

年金事務所から、請求期間に係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された賞与に係る支給明細書により、請求者は、当該期間にA社から賞与23万8,313円の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額23万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支払年月日については、同僚から提出された賞与に係る支給明細書及び預金通帳から、平成19年7月2日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 19 年 7 月 2 日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、B 社に係る商業登記の記録によると、同社は平成 25 年 8 月 10 日付けで特別清算終結が決定されているところ、代表清算人及び当該期間当時の給与・社会保険事務担当者（以下「事務担当者」という。）は、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、当該期間に係る賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大 6 回に分割して、平成 21 年 7 月分から同年 12 月分までの給与に上乗せして支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の賞与支払年月日を平成 21 年 12 月 30 日として届け出た旨回答している。

また、同僚から提出された平成 21 年 4 月 4 日付けの「給与、賞与改定通知書（通知）」には、B 社の経営が厳しい状況であることから、賞与については一括支給ではなく、分割して支給月より毎月支給とする旨記載されており、代表清算人及び事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚から提出された給与に係る支給明細書、賞与に係る支給明細書及び預金通帳等の出入金記録により、請求期間②に係る賞与については、当時の保険料率により算出された社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大 6 回に分割され、平成 21 年 7 月 31 日に支払われた同年 7 月分から同年 12 月 30 日に支払われた同年 12 月分までの給与に上乗せされて支払われていたことが確認できる一方、日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる B 社の賞与支払年月日を平成 21 年 12 月 30 日とする賞与が、同日に支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届には、請求者及び複数の同僚の平成 21 年 7 月分賞与に係る支給明細書の総支給金額と一致する賞与額が記載されている上、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の日本年金機構における取扱いを踏まえると、事業主は、賞与支払年月日を平成 21 年 7 月 31 日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に提出する必要があったものと判断できる。

これらの事情のほか、請求者から提出された賞与に係る支給明細書により、請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額が確認できることから判断すると、請求者は、B 社において、賞与支払年月日を平成 21 年 7 月 31 日とする賞与 17 万 9,875 円の支払を受け、当該賞与から標準賞与額 17 万 9,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、代表清算人及び事務担当者は、平成 21 年 7 月分賞与について、賞与支払年月日を平成 21 年 12 月 30 日として年金事務所に対し賞与支払届を届け出た旨回答している上、日本年金機構は、

当該賞与支払届に基づき、請求者の標準賞与額を記録していることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 ⅴ 関東信越（東京）（受）第 2401185 号
厚生局事案番号 ⅴ 関東信越（東京）（厚）第 2500001 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 5 年 5 月 28 日から同年 6 月 1 日まで

私は、A 社に平成 5 年 5 月 31 日まで在籍していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年 5 月 28 日と記録されている。給料支払明細書等を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社における退職月の勤務について、平成 5 年 5 月 28 日まで勤務し、同年 5 月 29 日から同年 5 月 31 日まで有給休暇を取得して退職した旨陳述しているものの、請求者から提出された給料支払明細書（以下「給料支払明細書」という。）のうち、同年 5 月分及び同年 6 月分の給料支払明細書には有給休暇の取得に関する記載がなく、同社の事業主（以下「事業主」という。）は、当該有給休暇の取得について記憶していないことから、請求者が主張する有給休暇の取得について確認できない。

また、給料支払明細書、平成 5 年分給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会（回答）、オンライン記録及び雇用保険の加入記録により確認又は推認できる請求者の A 社における退職年月日は符合していないところ、請求者が名前を出して照会を行うことに同意した同僚に文書照会を行ったものの、回答を得ることができず、請求者は、当該同僚を除き、自身の名前を出して文書照会を行うことを希望していない上、事業主は、請求者に関する人事記録等の資料を保存していないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態について確認できない。

さらに、請求者の名前を出さずに請求期間当時の同僚 12 人に対して文書照会を行い、6 人から回答を得られ、そのうちの複数の同僚及び事業主の回答により、A 社の給与は 20 日締め
の当月 25 日支払であると認められ、事業主は、給与からの厚生年金保険料の控除について、翌月控除である旨陳述しているところ、給料支払明細書及び源泉徴収票により、請求者の請求

期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが認められる。

なお、事業主は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料を保存していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。